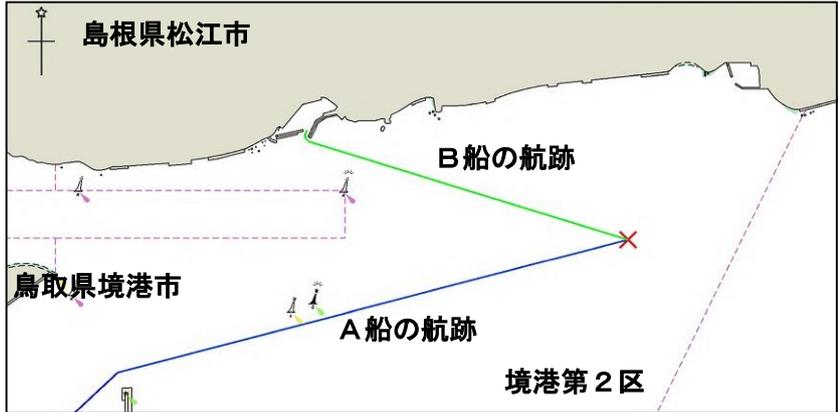


船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年11月3日 06時12分ごろ
発生場所	境港第2区北東部 美保関港沖防波堤灯台から真方位250° 1,500m付近 (概位 北緯35° 33.2′ 東経133° 17.6′)
事故の概要	遊漁船第七愛丸は、東北東進中、また、漁船吉本丸は、東南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年11月14日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第七愛丸、7.9トン TT2-1957（漁船登録番号）、個人所有 第292-52635号（船舶検査済票の番号） B 漁船 吉本丸、4.4トン SN3-17128（漁船登録番号）、個人所有 第272-24185号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に破口及び船首部船底に擦過傷 B 船首甲板に亀裂及び右舷中央部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日出時刻：06時30分ごろ、常用薄明開始時刻：06時03分ごろ
事故の経過	A 船は、船長Aほか1人が乗り組み、釣り客7人を乗せ、島根県松江市地蔵埼周辺の釣り場に向けて境港第2区中央部の係留地を出航し、法定灯火を表示して操縦席に腰を掛け、同区北部を約17ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により東北東進していた。 船長Aは、右舷船首方に航行中のプレジャーボートを認め、同船の動きに注意を向け、左舷船首方から接近するB船に気付かないまま航行を続け、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 A船は、船長Aが本事故の発生を118番通報し、現場に到着した巡視艇2隻のうち1隻と共に帰航した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、地蔵埼南方沖の漁場に向けて境港第2区北東部の係留地を出航し、法定灯火を表示して船尾甲板に立ち、舵を中央としたまま舵輪から手を離し、釣り針に餌を付けながら

	<p>約8ノットの速力で東南東進していた。</p> <p>船長Bは、船首方は目視していたものの、釣り針に餌を付けることに気を取られ、右舷船尾方から接近するA船に気付かないまま航行を続け、B船とA船とが衝突した。</p> <p>B船は、現場に到着した巡視艇2隻のうち1隻と共に帰航した。A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。(図1参照)</p>  <p style="text-align: center;">図1 事故発生経過概略図</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、境港第2区北東部を東北東進中、船長Aが、右舷船首方に認めた航行中のプレジャーボートの動きに注意を向け、左舷船首方から接近するB船に気付かずに航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、境港第2区北東部を東南東進中、船長Bが、釣り針に餌を付けることに気を取られ、右舷船尾方から接近するA船に気付かずに航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、境港第2区北東部において、A船が東北東進中、B船が東南東進中、船長Aが、右舷船首方に認めた航行中のプレジャーボートの動きに注意を向け、左舷船首方から接近するB船に気付かずに航行を続け、また、船長Bが、釣り針に餌を付けることに気を取られ、右舷船尾方から接近するA船に気付かずに航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、特定の対象だけに意識を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 船長は、航行中、操船に専念すること。</li> </ul>